

---

## 2 官民連携が求められる「デジタル貿易」のルール形成

福山 章子 *Ayako Fukuyama*

株式会社オウルズコンサルティンググループ チーフ通商アナリスト  
(一財)国際貿易投資研究所客員研究員

### 要旨

2015年に大筋合意をしたTPP（環太平洋パートナーシップ協定）には「TPP3原則」とよばれるデジタル貿易ルールが導入された。データが「21世紀の石油」と呼ばれるようになり、国境を越えたデータ移転が急拡大した時期だ。「TPP3原則」は、データの自由な越境移転を促進し、データローカライゼーション要求を禁止するもので、その後も二国間や地域間の国際協定において類似のルールが導入された。しかしながら、WTO（世界貿易機関）における電子商取引共同イニシアチブの交渉は合意が難しい論点が残り、これまでデジタル貿易ルールを主導してきた米国が突如方針転換をするなど、グローバルに統一されたデジタル貿易ルールの導入は難航している。これによってビジネスにもコスト増加や予見可能性の低下などマイナス面の影響がある。

また、昨今ではグローバルで環境や人権などのサステナビリティ要求が高まり、特に欧州のルールに対応するため、国境や組織を超えたデータ連携が必要になっている。欧州のCatena-Xや日本のウラノス・エコシステムといったデータスペースは稼働を始めている。DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）の提唱国である日本は、官民が連携して信頼あるデータ流通網の構築をグローバルで推進していくべきだ。

## 1. 「TPP3原則」とデジタル貿易ルールの成立

データは「21世紀の石油」とも言われるように、その利活用が国家や企業の発展に大きな影響を及ぼす重要な要素になった。GAFAM（Google、Apple、Facebook、Amazon、Microsoft）と呼ばれる米国の巨大ITプラットフォーム 5社の時価総額の合計は、2020年に東証1部上場約2,170社の合計を上回り、約560兆円規模になった<sup>(注1)</sup>。23年のインドの名目GDPに匹敵する巨大な規模だ。GAFAMは膨大なデータを駆使し、デジタル経済における影響力を拡大している。

このような時代背景のもと、各国でデータ保護に関するルールが導入され始めた。代表例として16年にはEUの一般データ保護規則（以下、GDPR）が発効した。プライバシーは基本的人権であるとの理念を持つEUは、個人情報収集する組織などに対し、個人情報の取得や管理、移転などを厳しく規定する。GDPRは違反すると多額の制裁金が課されることから、EUで事業を行う日本企業も対応に追われた。中国ではサイバーセキュリティ法が2017年に施行された。個人情報及び重要データについて、中国国内での保存などを規定し、中国外へのデータの移転には当局による審査が求められる。その後にもデータセキュリティ法、個人情報保護法が相次いで施行され、これらは中国の「データ3法」と呼ばれている。国連貿易開発会議（UNCTAD）によると、21年12月時点で世界の71%の国がデータ保護とプライバシーに関する法律を制定しており、9%が草案中だった。

この頃に、国境を越えたデータの移転の取り扱いを含む「デジタル貿易」に関するルールも導入されはじめた。代表例は2015年10月に大筋合意を迎えたTPPだ。電子商取引章に「TPP3原則」と呼ばれるデジタル貿易のルールが導入された。(1) データの自由な越境移転、(2) サーバーなどの自国内設置要求（データローカライゼーション）の禁止、(3) ソースコードの開示・移転要求の禁止の三つの原則だ。19年に締結された日米デジタル貿易協定や21年に発効した日英包括的経済連携協定など、TPP以降に日本が締結

---

した国際協定においても「TPP3原則」が取り入れられている。従来のFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）では、モノの貿易に付随する関税障壁の削減やサービス貿易の自由化がメインの論点だったが、国境を越えたデータ移転やデジタル分野のルール形成も議論されるようになった。

デジタル貿易ルールについては、二国間や地域間の協定に加えてWTOでも議論されてきた。2017年11月にアルゼンチンで開催されたWTO第11回閣僚会議において「電子商取引に関する共同声明」が発出され、電子商取引の貿易的な側面に関する交渉に向けた作業を開始することに合意した。以来、日本、シンガポール、豪州が共同議長を務め、91か国・地域が参加する（24年8月時点）有志国で進める電子商取引共同イニシアチブ（以下、JSI）でデジタル貿易に関する議論を重ねている。だが、立場の異なる多国間で進めるWTOの電子商取引交渉は一筋縄では進まない。例えば、当初、米国は安全保障にかかる情報以外は基本的にデータの自由な流通を促進すべきであると主張し、日本も同様のスタンスであったが、個人情報保護の厳格な保護を重視するEUは、日米とは温度差があった。また、中国をはじめとする新興国は、データは国家が管理するとの考え方をとる国が多く、外国企業が国内のデータを自由に活用することに規制を課すことを狙っており、各国の思惑が異なった。24年7月、JSIは「電子商取引に関する協定に係る安定化したテキスト」に対する声明を発表した。電子決済の促進による電子商取引の貿易円滑化やオンライン消費者の保護などには合意したものの、国境を越えるデータの移転やデータローカライゼーションの禁止については合意に至らないままだった。

## 2. 米国による方針転換と米国内の意見の対立

米国は2023年11月に突如、デジタル貿易ルールにかかる対応方針を転換した。通商交渉を担当するUSTR（米国通商代表部）は、米国の主導で立ち上げたインド太平洋経済枠組み（以下、IPEF）の閣僚会合を前に、IPEFにおけるデジタル貿易の交渉の中断を参加国に伝えた。あわせてWTOの有志国

で取り組んできたJSIでも、国境を越えたデータの自由移動などこれまで米国が推進してきたルールへの支持を取り下げた。

背景には、急速に進むAIの台頭がある。AIの精度を高めるためには大量のデータが必須だ。米国政府は、米国民の多大な個人情報データブローカーを通じて外国に流れることを懸念しはじめた。データブローカーは、数十億人に及ぶローンや消費嗜好の情報を保有し、これらを組み合わせれば個人が特定できるとされる。

ジョー・バイデン政権は2024年2月、米国が中国、ロシア、イラン等の「懸念国」と位置づける国への個人データ移転の防止を指示する大統領令を発出した。米国民のデータセキュリティを強化するための措置で、司法長官にデータ移転防止の権限を与える内容だ。米政府はデータブローカーを通じて米国民のデータが販売・転売され、このデータを懸念国やそれらの国が管理する組織に販売する恐れがあると主張。さらには、外国の諜報機関や軍、外国政府が管理する企業の手渡る可能性も指摘している。

なお、デジタル貿易ルールに関しては米国内でも意見の不一致が見られる。たとえば民主党の中でも、上院のロン・ワイデン財政委員長はWTOやIPEFにおけるデジタル貿易ルールにかかる米国の支持撤回を批判した。2024年9月には、商務省国際貿易局（ITA）が、デジタル経済における米国の競争力と貿易の強化を目的とした新しいイニシアチブなどに取り組むことを発表した。デジタル貿易に対して慎重な姿勢を貫いていたUSTRとは対照的な動きだ。

米国では24年11月に大統領選挙が行われ、共和党のドナルド・トランプ候補が再選した。トランプ次期大統領は、前回の大統領在任期間中（2017年1月～21年1月）、国際的なデジタル貿易ルールの締結に対して積極的な姿勢を示していた。特に、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）や日米デジタル貿易協定など、デジタル分野に関する規定を含むFTAの締結を推進した。これらの協定は、データの越境移転の促進やデータローカライゼーションの禁止など、デジタル貿易に関するルールが盛り込まれている。しかしながら、トランプ次期大統領は多国間の枠組みよりも二国間の協定を重視する

---

傾向があり、WTOにおける多国間交渉には消極的だった。再選後のデジタル貿易政策については明確な方針を示していないが、引き続き二国間協定を重視し、米国の利益を最優先とする交渉スタンスを取る可能性が高い。

また、トランプ次期大統領はGAFAMに対しては複雑な態度をとっていた。トランプ政権下では、GAFAMの市場支配力や競争慣行に対する懸念から訴訟も行われた。例えば、2020年10月、米司法省はGoogleに対して反トラスト法（独占禁止法）違反で提訴し、この他にもAmazonやAppleなどの巨大テック企業を対象に、反トラスト法行為で調査を進めてきた。一方で、トランプ政権は減税や規制緩和を通じて、米国企業の競争力強化を図っていた。これにより、GAFAMを含む多くの大企業が恩恵を受け、株価の上昇ももたらした。なお、最近ではトランプ次期大統領が反トラスト法の運用を緩和する意向があるとも報じられている<sup>(注2)</sup>。加えて、24年7月に採択された共和党の政策綱領には、バイデン大統領が23年10月に発令したAIの安全性に関する大統領令を破棄することが盛り込まれた。

このように、米国では大統領選挙以前からデジタル貿易ルールに関して意見がまとまらない状態だったが、トランプ次期大統領が大統領に就任したあとの状況も予測が難しい。

### 3. データ流通における課題と国際的なデータ流通網の整備

これまで見てきたとおり、デジタル貿易ルールはグローバルで統一されていない。このような状況はビジネスにどのような影響があるのか。経済産業省ではペインポイントとして下記のような課題を例示している。

#### 【アウトソーシングのための第三者へのデータの移転】

- ・ 国を跨いだデータの統合や国外からのデータアクセスが「データの移転」に該当するかが不明瞭で企業による判断が困難
- ・ データを越境移転する際に、移転元の国と移転先の国の保護要求とマネジメント要求が異なる

【IoT機器を経由して国外から届いたデータ（非個人情報を含む）のリアルタイム分析】

- ・従来から規制対象である個人情報以外のカテゴリー（代表例は「セキュリティ情報」）が急に規制対象になる上、その範囲が曖昧かつ急に変更される
- ・データの現地保存要求がケース・バイ・ケースで運用されることでIoT機器のリアルタイムモニタリングの強みを弱体化させる

【IoT機器を経由して国外から届いたデータ（個人情報）のリアルタイム分析】

- ・個人情報保護のルールが、法律のみならずガイドラインや行政規則においても定められるため、ルールの解釈と遵守が困難

【IaaS（Infrastructure as a Service）を通じたプラットフォームサービスの提供】

- ・国境を越えたデータ移転に対する要求事項がかなり高度で、頻繁に顧客との合意が求められる

【サイバーセキュリティソフトの提供】

- ・セキュリティ関連情報に関して、膨大なコストがかかる国際ルールや規格の対応に加え、国毎に異なる認証が求められる

【オンラインアプリの商品開発】

- ・国毎のデータ流通にかかる法律や規制が異なることが障壁となり、特にスタートアップや中小企業はオンラインアプリの商品開発が困難になる

このほか、企業が複数の国にデータ保管施設を構築・維持せざるを得ず、使用するデータも複製しなければならない状況となり対応コストも増加する。企業の競争力に悪影響を与えるだけでなく、当該データのセキュリティを損なうといった課題もある。

こうした課題を背景に、2019年1月、安倍晋三首相（当時）が世界経済フォーラム（WEF）で「DFFT」を提唱し、19年6月のG20大阪サミットでDFFTを明記した首脳声明が採択された。DFFTとは「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に

---

有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプトだ。日本政府は、DFFTのコンセプトに基づく「国際データ流通網」を広げ、より多くの国との間でデジタル貿易のルール形成を促進することを掲げている。

日本政府は、DFFTが対応する関連分野として下記を例示している。

【貿易】 デジタル保護主義・権威主義的国家への対抗、データに関するハイレベルの規律の実現（信頼性のある自由なデータ流通とセキュリティのバランスの確保）

【トラスト】 信頼できるデータ流通の相互運用性を確保した枠組みの検討（分散管理技術活用も視野）

【セキュリティ】 新たな価値創出を支えるサプライチェーンなどの信頼性確保に向けた基盤づくり。「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保、我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

【プライバシー】 サイバー空間監視など権威主義国家への対抗、信頼性のある自由なデータ流通とプライバシーとのバランス確保

【データ利活用】 データ流通を促進する標準化、国際ルールの策定、革新的ユースケースの創出

【インフラ】 信頼性のある自由なデータ流通を支えるインフラにおける協力関係の構築

なお、日本はDFFTの推進において、EUとの連携を深めつつある。日本とEUは、2023年7月に日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合を開催した。この際に発出した共同声明の中では、日本とEUが自由で開かれたルールに基づく国際秩序を基礎とする共通の価値及び世界観を守るため、これまで以上に結束すること、そして、強力なデータ保護規則に支えられた、自由で信頼性のある越境データ流通の確保を目指すことなどに合意した。また、24年7月には日EU間で「データの自由な流通に関する規定」が発効した。これは、19年2月に発効した日EU経済連携協定（EPA）で、「協定の効力発生の日から3年以内に、データの自由な流通に関する規定をこの協定に含めるこ

との必要性について再評価する」（第8・81条）と規定されていたことを受けて、交渉が2022年10月に開始され、発効に至ったものだ。一定の例外を認めた上で、自国・領域内でのコンピュータ関連設備やネットワーク構成要素の使用を要求したり、データローカライゼーションを要求するなど、越境データ流通を禁止・制限する措置を採用・維持しないことなどが定められた。

#### 4. 動き出した官民連携のデータスペース

データの越境移転は、近年のグローバル規模での環境や人権をはじめとしたサステナビリティ要請の高まりにも影響を受けている。つまり、ビジネスにおいて、自社のみならずサプライチェーンを含めたデータの連携・管理が不可避になっている。特にEUでは、組織や国境を越えたデータ連携を前提としたルールが導入されている。代表例が2023年8月に施行された欧州バッテリー規則だ。50年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す欧州グリーン・ディールの達成のための一環で、原材料の調達から設計・生産、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定する。カーボンフットプリントの申告やリサイクル済み原材料の使用割合の最低値の導入、原材料別の再資源化率の目標値の導入などが求められる。

また、EUでは24年6月に公布された、持続可能な製品のためのエコデザイン規則において、企業に「デジタルプロダクトパスポート」（以下、DPP）の導入が新たに義務付けられた。DPPは、特定の製品のライフサイクル情報をデジタル形式で保存し、消費者、サプライチェーンパートナー、規制当局などがアクセスできるようにするシステムで、DPPの対象の先駆けとなるのがバッテリーだ。

このようなルールに対応するため、官民が連携したデータ共有の枠組みが設立されている。欧州では、さまざまなクラウドサービスを単一のシステム上で統合し、産業横断的なデータ共有を容易に行える仕組みを検討するプロジェクト「GAIA-X」が推進されている。先行して自動車業界関連のデータを共有するデータスペース「Catena-X」が動き始めた。Catena-Xはドイツ



---

のBMWグループとメルセデス・ベンツが中心になって2021年に立ち上げたもので、23年10月に運用が開始された。自動車、自動車部品メーカーのみならず、プラットフォーム企業、素材関連の企業などが参加している。従来はサプライチェーンの上層にあるメーカーに対してデータが集約される形が取られていたが、Catena-Xでは参加企業間で対等にデータのやりとりができる。CO2排出量のデータ、部品個体毎の製造過程・材料、使用履歴などのデータの共有が想定されている。

日本でも「ウラノス・エコシステム」の取り組みが既に始まっている。ウラノス・エコシステムは、経済産業省が主導し、情報処理推進機構（以下、IPA）のデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）などが参加して構築された。産官学が連携し、企業・業界・国境をまたいだデータ連携・利活用を目指すイニシアチブだ。第一弾の事例として、24年5月に、自動車・蓄電池のサプライチェーン上の企業間で安全・安心なデータ共有を実現するデータ連携システムの運営を担う事業体として自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センター（ABtC）が設立された。国内自動車メーカー14社と日本自動車工業会（JAMA）、日本自動車部品工業会（JAPIA）及び電池サプライチェーン協議会（BASC）が中心となって設立したものだ。まずは、蓄電池のカーボンフットプリントデータについて、各企業の営業秘密の保持やアクセス権限の確保を実現しながら、企業を跨いでサプライチェーン上のデータを共有・活用するためのデータ連携システムを構築する。

2024年4月には、日本のIPAが欧州のCatena-Xとの間で、自動車業界向けデータ共有における相互運用の検証（PoC）に関する覚書を締結したことを発表した。相互運用性を向上させるために必要な共通の標準化ツールの使用や開発に向け、将来的な可能性について議論することに合意、最終的には各自動車業界相互間でのデータ共有・利活用の実現を目指す。報道によると、最大の狙いは使用中の電池に使っている材料の情報を共有し追跡できるようにすることで、域外流出を防ぐことにある。材料・部品の仕入れ先や調達量など日本企業のコア競争力に関わる秘匿情報を除き、25年までにウラノス・

エコシステムとCatena-Xの連携を計画する<sup>(注3)</sup>。

なお、2024年10月には日本経済団体連合会（経団連）が、提言書「産業データスペースの構築に向けて」を公表した<sup>(注4)</sup>。提言書の中では、日本でもウラノスをはじめデータ連携基盤の構築やユースケースが一定程度進展しているものの、公的なトラスト基盤<sup>(注5)</sup>の整備は検討の途上にあり、EUのデータスペースとの相互運用性を有する産業データスペースは未整備であると指摘をしている。このため、日本企業は自らの真正性を日本国内で証明できず、海外データスペースのトラスト基盤を利用せざるを得ず、国境を越えたデータ連携・利活用に支障があり、わが国の産業競争力に深刻な影響を及ぼしているとした。よって、日本政府が戦略性を持ってトラスト基盤を整備し、国際的に相互運用可能な産業データスペースを構築することが急務だとしている。

他方で、「2024年版ものづくり白書」によると、産業データ連携に参加したいと回答した日本企業はわずか3.7%に留まった<sup>(注6)</sup>。デジタル分野において、多くの日本企業の目下の課題は社内のDXにあり、サプライチェーンを含めたデータ連携の対応にまで手が回っていないということかも知れない。強化されるEUルールへの対応やデータ連携の潮流に乗り遅れると、取引機会の喪失や市場アクセスにおいて不利な立場に置かれるリスクがある。

## 5. まとめ

「TPP3原則」をはじめとするデジタル貿易ルールは、FTA/EPAやWTOといったデジュールの通商ルールの中で扱われてきた。国境を越えたデータの連携が幅広い産業で必要になり、国際的なルール形成と、データスペースなどのシステム基盤の構築が同時に求められている。WTOの電子商取引共同イニシアチブの共同議長国であり、DFFTの提唱国でもある日本は、「デジタル貿易」のルール形成をリードする正当性がある。ただし、官によるデジュールのルール形成のみならず、民間企業の意識改革やシステム基盤の整備も肝要だ。国境を越えたサプライチェーンや製品のライフサイクル全体を

---

網羅するようなデータ連携が益々重要になる中、官民が協力して取り組むべきだ。

注

1. 日本経済新聞「GAF+A+Microsoftの時価総額、東証1部超え560兆円に」（2020年5月8日）
2. ロイター「トランプ氏、反トラスト法運用緩和かグーグル解体論見直しも」（2024年11月7日）
3. 日本経済新聞「EV電池データ、日欧官民で共有資源再利用で中国に対抗」（2024年4月22日）
4. 一般社団法人日本経済団体連合会「産業データスペースの構築に向けて」（2024年10月15日）
5. トラスト基盤とは、企業が業界や国境を跨いで、データを安心・安全に流通するためのICTインフラ。データ送受信時の改ざんや送信元のなりすまし等を防止するため、国際的な合意に基づく企業・従業員の本人性の確認や、これに基づく電子証明書発行等の機能を具備（出所：経団連）
6. 経済産業省、厚生労働省、文部科学省「2024年版ものづくり白書（令和5年度ものづくり基盤技術の振興施策）」（2024年5月）